

越谷市内部統制基本方針

越谷市は、市民に信頼される市政運営を維持するとともに、行政サービスを持続的かつ安定的に提供していくため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第2項の規定に基づき、内部統制に関する基本方針を次のとおり定め、これに基づき内部統制体制の整備及び運用を行ってまいります。

1 内部統制の目的及び取組の方針

内部統制における次の4つの目的を達成するため、以下の方針により組織的に取り組めます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

職員一人ひとりが、執行する事務におけるリスクとその影響を認識し、リスク発生の回避や発生時の損失の最小化に取り組むことにより、事務を滞りなく、効率的かつ効果的に執行する体制を確保します。

(2) 報告の信頼性の確保

財務に関する事務において、法令等のルール of 適正な運用を図ることにより、財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが、事務の根拠となる法令等を遵守し、事務を適正に管理及び執行する体制を確保します。

(4) 資産の保全

資産の取得、管理及び処分に関する手続の適正な運用を図ることにより、資産の適切な保全体制を確保します。

2 対象とする事務

法第150条第2項第1号に規定する財務に関する事務とします。

3 基本方針の見直し

内部統制の進捗を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行います。

令和8年4月1日

越谷市長 福田 晃